

平成 2 3 年行政事業レビューシート (厚生労働省)										
事業名		予防接種事故救済給付費		担当部局庁		健康局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		昭和 4 6 年度		担当課室		結核感染症課		結核感染症課 正林 督章		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－ 3 － 4 感染症の発生・まん延を防止する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)		予防接種法第11条、予防接種法第23条2項		関係する計画、通知等		・「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」 ・「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)		予防接種法第11条に基づき、救済給付金の支給をもって、健康被害者に対する迅速な救済を行うため。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)		予防接種法第11条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。 (補助率 2／3)								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算	1,043	1,016	1,016	1,016	1,082		
			補正予算							
			繰越し等							
			計	1,043	1,016	1,016	1,016	1,082		
			執行額	989	998	1016				
			執行率 (%)	94.8%	98.2%	100.0%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		定期の予防接種を受けた者の健康被害に対する救済については、負担しなければならないこととされており、成果目標は設定できない。			成果実績		—	—	—	—
					達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		定期の予防接種を受けた者の健康被害に対する救済については、負担しなければならないこととされており、活動指標は設定できない。			活動実績 (当初見込み)		(—)	(—)	(—)	(—)
単位当たりコスト		— (円／ —)			算出根拠	定期の予防接種を受けた者の健康被害に対する救済については、負担しなければならないこととされており、単位あたりコストは設定できない。				
平成 2 3 ・ 2 4 年度 予算 内 訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	給付費		1,016	1,082	給付費の執行見込みによる増					
計		1,016	1,082							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果		予防接種は、その実施に際して、関係者が十分注意しても、極めて稀に、重い副反応が起こり得るものである。疾病の発生及びまん延を予防するという予防接種法の趣旨の下に実施している予防接種については、救済措置が必要である。予防接種法に予防接種の実施と並んで救済もその法目的に規定されており、引き続きの予算措置が必要である。	
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		予防接種事故に対する救済措置については、予防接種法に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き効率的な執行に努めること。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
－			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

厚生労働省 998百万円

交付申請書の内容審査、交付決定、補助事業者の指導監督等



【補助】

A 都道府県(47) 998百万円		
(内訳) 上位10者		
東京都	160百万円	
大阪府	101百万円	
愛知県	70百万円	
神奈川県	55百万円	
福岡県	52百万円	
埼玉県	45百万円	
北海道	34百万円	
兵庫県	31百万円	
広島県	27百万円	
京都府	26百万円	

市町村への間接補助



【補助】

B 市町村(334) 998百万円		
(内訳) 上位10者		
杉並区	26百万円	
中野区	25百万円	
調布市	13百万円	
足立区	12百万円	
三鷹市	10百万円	
新宿区	10百万円	
渋谷区	10百万円	
八王子市	9百万円	
国立市	9百万円	
豊島区	9百万円	

健康被害者に対する救済給付金の支給を実施

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.東京都 * 負担率1／2のため国費相当に按分			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	160			
計		160	計		0
B.杉並区 * 補助率1／2のため国費相当に按分			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
負担金	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	26			
計		26	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	160		
2	大阪府	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	101		
3	愛知県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	70		
4	神奈川県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	55		
5	福岡県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	52		
6	埼玉県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	45		
7	北海道	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	34		
8	兵庫県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	31		
9	広島県	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	27		
10	京都府	市町村に対する予防接種事故救済給付費の補助	26		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	杉並区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	26		
2	中野区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	25		
3	調布市	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	13		
4	足立区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	12		
5	三鷹市	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	10		
6	新宿区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	10		
7	渋谷区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	10		
8	八王子市	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	9		
9	国立市	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	9		
10	豊島区	予防接種による健康被害者に対する医療費等の支給	9		